貧民学校の廃止とその社会的背景

----東京市特殊小学校をめぐって----

伊 藤 悦 子

The Abolition of Poor People's Schools: Concerning Special Elementary Schools in the City of Tokyo

ITO Etsuko

はじめに

1926 (大正15) 年4月,東京市直営小学校(いわゆる特殊小学校、以下、特殊小学校という) 11校は、所在する各区に運営が移管され、それにともない教育内容や教育対象を転換することと なった。本稿は、その転換に至った社会的背景及びその理由を明らかにすることを目的とする。 この特殊小学校は、1903 (明治36) 年に設立されて以来、〈表1〉のように漸次増設されたが、 各小学校は「全てが所謂スラムに設けられた貧困児童のための学校」」。で、東京市の経営による 公立貧民学校であった。

東京市は以後、特殊小学校在学の貧困児童に義務教育を施行するため、無月謝はもちろん、学 用品の給与、貸与をはじめとするさまざきな就学保障、督励策を実施する。これらの学校は都市

〈表1〉特殊小学校一覧

校 名	開設年月日	位 置	夜 学 部 開設年月日	震 災 焼失校
万年小	明 36. 2	下谷区万年町2丁目	明 40. 4	0
霊 岸 小	<i>"</i> 36. 3	深川区霊岸町	" 41. 4	0
鮫ケ橋小	<i>"</i> 36. 10	四谷区谷町1丁目	" 41. 4	0
三笠小	<i>"</i> 36. 10	本所区三笠町	" 41. 4	0
玉 姫 小	" 38. 4	浅草区浅草町	" 41. 4	0
芝浦小	" 40. 5	芝区新網町	" 41. 4	0
絶江小	" 42. 6	麻生区本村町	" 42. 10	
林町小	" 43. 10	小石川区林町	" 43. 12	
猿江小	" 45. 3	深川区猿江町	" 45. 4	0
菊川小	" 45. 4	本所区菊川町	" 45. 4	0
太平小	大 7.6	本所区太平町	大 8. 3	0

『東京府管内社会事業要覧』及び『東京教育史資料大系』より作製

スラムを対象とした公立貧民学校としては先駆的なものであり、「児童保護事業史の面からいえば(中略)公権力が積極的に乗り出した端緒的な事業」²⁾で、設立後、独特な貧民教育を展開し、全国的にも注目を集め、貧民教育全体への影響力も大きかったと思われる。従って、その廃止問題も、東京市の貧民学校のみの問題にとどまらず、各地にあった貧民学校に共通する問題を提起しているといえよう。

特殊小学校は、明治33年の小学校令によって打ち出された無償の義務就学制と東京市の実情とのギャップから生み出された変則的学校で、実際、東京市の小学校教育は、この特殊小学校と、1906(明治39)年から設置された特殊夜学校(いわゆる夜間小学校、大正5年に尋常夜学校と改称)とによって、その底辺を支えられていた。一般の小学校へ就学できぬ貧困児童や就労児童の受け皿として特殊小学校や特殊夜学校があり、これらを東京市が直接経営することで、各区の一般小学校の経営が推進されたのである。そればかりでなく、設立の当時、公的教済事業が皆無であったスラムに設置された各特殊小学校は、教育事業ばかりでなく、社会事業的な事柄にも着手せざるをえず、東京市のスラム対策に関しても一定の役割を果した。

しかし、当初、重要な役割を果していた特殊小学校も、設立後22年を経た大正15年頃には、時代にそぐわないものと東京市によって判断されるに至り、貧民学校から一般の小学校へと転換を迫られることになる。転換の内容は、特殊小学校を市から区に移管し、新たに学区を設定することで、教育対象を貧困児童から一般の学区児童とし、教育内容に関しても、他の小学校と全く同じにするというものであった。すなわち、区への移管とは、東京市立の貧民学校の実質的な「廃校」であり、東京市の貧民教育政策の転換である。

本稿は、この特殊小学校の区への移管を導いた社会的背景や理由を探り、この処置が東京市の 貧民教育史上、どのような意味を持つのかを明らかにしていきたい。特殊小学校に関する先行研 究としては、先に引用した田中論文が、設立の社会的背景や意義について詳しく、また、特殊小 学校所在のスラムが「非人」系部落と関連していることから、部落教育史の研究論文³⁾ が特殊小 学校の教育や区移管にも言及している。しかし、区移管の事業に関してまとまった研究とはいえ ず、従って小論では事実関係を明らかにすることに力点を置かざるをえないが、その社会的背景 については、廃校理由としてあげられている児童数減少が顕著となる大正9年前後から考察する こととする。

I. 前 史

本論を展開する前提として、まず、特殊小学校の設立理由と、その役割についておさえておく 必要がある。

1903 (明治36) 年に、最初の特殊小学校が設立された理由は、第一には東京市における小学校教育全体の不振があげられる。明治30年代、東京市には76校の公立学校ががあるのみで、圧倒的な学校不足であり、そのため、多くの児童は私立小学校に就学せざるをえず、しかも、これらの私立小学校の多くは、その設備が寺子屋的なもので、規模も百人から二百人程度の小規模な学校であったが。

公立小学校不足の原因は、東京市における教育費の財政難にあり、そのため小学校経費の多くは生徒の授業料に頼らざるをえず、東京市の小学校授業料は全国的にも非常な高額で、明治30年、

伊藤: 貧民学校の廃止とその社会的背景

大阪が月額 9.2銭であったのに対し、 東京は 22銭に達していた⁶。 こうした 高額な授業料を徴収する公立小学校に就学できぬ多くの児童が存在していたのである。

一方、東京市各区間の明治30年代における就学率には歴然とした格差があり、スラムのある深川区、本所区、浅草区、下谷区の就学率が低い。「地方下層民の流入地であるスラムが東京市全体の就学率の錘体となっているのが予想される」"のであり、スラムに居住する貧困児童の教育問題が、新聞・教育雑誌に登場している。

その代表的なものが、横山源之助の『日本の下層社会』であり、彼は三大スラムといわれた下谷万年町、四谷鮫ケ橋、芝新網における児童の生活状況を詳細に報告し、その総括として貧民学校の建設を提起した。すなわち、横山によれば「多数小学校の建設も貧民の児童には何等の要」がなく、「先づ貧民学校を起」⁸⁾ こし、授業料を全廃し、短期間で実用の学問を教えるべきなのであった。

貧困児童の教育問題は、犯罪防止、治安維持などの観点から述べられているものが多いが、しかし、それまで宗教家にしか顧みられなかった問題が社会的問題としてとりあげられるようになったのであり、このような変化を背景として、貧民学校の提案が東京市教育会から提起されるのである。

貧民学校の具体的提案は、1900(明治33)年10月6日、東京市教育会会長星亨によって市会に出された。星は、学政統一問題⁹⁾と絡めて、「土地ノ状況ニ応シ細民子弟ノ為メ特殊ノ設備ヲナシオル小学校ヲ設置スヘキ事」¹⁰⁾を提起した。続く9日の市会における星の説明で、「貧民学校ヲ有スル区ニシテ、之ヲ維持スルコト能ハサル場合ニアリテハ、市ニ於テ之ヲ引受クルノ外ナシ」¹¹⁾と述べているのをみれば、提案の趣旨は、当時、既に経営されていた私立貧民学校の市営、もしくは市からの補助にあったといってよい。この提案は市会で可決されたが、一時棚上げとなる。

そこで翌年の3月5日,星は再び「貧民教育の提案」を行なう。「貧窮にして就学し能はざる 者六万人以上いる」とすれば、貧民教育は是非ともなされなければならない。しかし、「貧児教 育の如きは一定の法規による能はざる」ものであるから、「市教育会の如き有志団体の事業とな す方、幾多の利便ある」¹²⁾ とし、その具体案を示した。

再度にわたるこの提案を受けて、東京市は遂に1901 (明治34) 年3月25日、「貧民学齢児童の不就学は掩ふべからざる事実」であることを認め、貧民学校の設立、運営を「市自ら実行」¹³⁾ することを決定したのである。予算案は同年12月の市会で可決され、1903 (明治36) 年2月に万年小、3月に霊岸小が開校した。

特殊小学校は、一般の小学校が月額20銭の授業料¹⁴⁾を徴収したのに対し、無月謝であり、そのうえ児童に対し紙筆など学用品の給与、傘、下駄など日用品の貸与を行なった。開校してまもなく校内に風呂を設置し、毎週一回児童を入浴させたり、診察や治療、眼病予防の点薬や理髪など、児童に対する衛生医療の活動も実施した¹⁵⁾。

開校当初は、以前の半日小学校の不振例もあり、入学者の不振が予想されたが、入学者は漸次増加し、やがて二部教授を開始するほどとなり、1907(明治40)年には、昼間働く児童のために特殊夜学部を開設、さらにその後、義務教育年限の延長にともない、第五、六学年のために普通夜学部も開設したため、三部教授となった。

特殊小学校の教育は,小学校令,小学校令施行規則にのっとって行なわれたが,貧困児童の就

〈表2〉 特殊小学校校数, 学級数, 教員数, 児童 数の変化 (毎年5月1日調)

年		校数	学級数	教員数	児童数
明	38	5			
"	39	5			
"	40	6	_	_	_
"	41	6		_	
"	42	6	55	64	3346
"	43	7	68	78	4085
"	44	8	81	91	5059
明大	45 1	10	120	136	6912
"	2	10	127	152	7379
"	3	10	137	156	7943
"	4	10	139	163	8446
"	5	10	142	150	8639
"	6	10	146	157	8694
"	7	11	153	157	8946
"	8	11	157	163	9254
"	9	11	157	178	8895
"	10	11	161	185	8745
"	11	11	163	193	8207
"	12	11	181	212	8363
				r i	

出典:『新宿区教育百年史資料編』p. 132

学維持のため、家計補助と職業訓練を目的とした「特別作業」¹⁶⁾という学科を設置していたのは注目すべきだろう。「特別作業」とは、学校内で課外時間に作業を課し、それに対して工賃を支給するものである。

特殊小学校内部での就学保障の工夫の他に、東京市教育会を中心とした有志団体による補助も実施された。1907(明治40)年、水害被災児童援助を契機に作られた教護会が前身となり、3年後に「東京市特殊小学校後援会」¹⁷⁾が設立された。この後援会は、特殊小学校内に託児所、貸長屋を設置、運営するなど、特殊小学校を中心とした当該スラム地区への社会事業活動を行なった。

これら後援会の事業や特殊小学校の教育活動が、当時全く公的な社会事業が実施されていなかった当該地区住民に対して果した福祉的役割は決して小さくない。特殊小学校は、東京市がスラムに設けた唯一の公的機関であり、教育機関であるだけでなく、ある種の社会福祉機関として大きく機能していたのである。

〈表3〉各校の児童数変化

校 名	大正9年6月			大正13年					
	教員数 -	児 童 数		** 12 ***	児 童 数				
		男	女	計	教員数	男	女	計	
万年	三小	21	505	477	982	16(3)	453(94)	488(45)	941(139)
霊岸	上小	16	367	361	728	13(2)	191	240(76)	431(76)
三笠	と小	18	383	400	783	9	198	196	394
鮫ケ	橋小	13	305	286	591	18(1)	531	448(46)	979(46)
玉姫	五小	19	638	603	1241	18(2)	411	413(75)	824(180)
芝浦	1 小	13	225	273	49 8	13(2)	400(7)	420(46)	820(53)
絶江	[小	13	281	294	575	13(2)	213	171(48)	385(48)
太平	2 小	15	282	289	571	14(1)	278(34)	291(15)	569(49)
林町	1 小	18	401	413	814	24(1)	491	469(31)	960(31)
菊川	「小	21	526	492	1018	14(1)	306	303(33)	609(33)
猿江	【小	22	491	462	953	15(1)	341	351(44)	695(44)
퀽	ŀ	189	4404	4350	8754	172(15)	3893(305)	3937(463)	7830(768)

出典:大正9年は、『東京社会事業名鑑』。大正13年は『東京市学事要覧』。なお、大正13年の計には、旭町分教場が含まれている。また、()内は補習科である。

伊藤: 貧民学校の廃止とその社会的背景

特殊小学校は明治末年に10校が完成し、その後徐々に規模を拡大している。〈表 2〉は、特殊小学校の校数、学級数、教員数、児童数の変化であるが、これによれば児童数は1919(大正 8)年をピークにして減少しはじめる。ついで〈表 3〉は、1920(大正 9)年と1924(大正13)年の特殊小学校各校の児童数を比較したものである。20年から24年にかけて、鮫ヶ橋小、芝浦小、林町小は増加しているものの、他7校は減少しており、中には半減に近い学校まである。1912年から1923年関東大震災発生まで、東京市全体の小学校児童数は毎年約7千人から1万人の割合で増加しており、23年には震災のため、一時大巾に減少するが、その後また増加している。従って、児童数減少は、特殊小学校固有の現象であったといえる。

このような児童数の減少が、特殊小学校を区に移管する直接的原因となったわけだが、問題はこの児童数減少が、そのまま貧困児童数の減少を意味しているのか、貧民学校の不要化を物語っているのかを明らかにすることである。

II. 特殊小学校をめぐる社会的状況

(1) スラムの移動

東京市における貧民数は、果して大正末年に至って減少したのであろうか。1911(明治44)年東京市の調査によれば、全人口1,837,235人に対し、貧民は255,026人あって11.1%¹⁸⁾に当たるとされている。これに対して、東京市政調査会の分析は、「東京市小学校児童中、所謂特殊小学校児童数が貧民階級の者とすれば、大正12年5月1日現在に於ける就学児童239,136人に対し、同児童は7,728人であって、3.2%に当って居る。況んや就学を免除猶予されて居る多数や、戸籍の関係上、学齢簿に登載されて居ない者の殆んど全部は、貧民に該当するものとは思はれる。而して、要するに是等は貧民として所謂『極貧』であって、第2次的貧民を加ふれば、明治44年の夫に近く、全人口の1割乃至1割5分はあるものと見ねばならぬであろう」¹⁹⁾としている。

基準の置き方によって「貧民数」なるものは、いかようにも変化するだろうが、ともあれ、明 治末からの10年間余りのあいだで、東京市における、いわゆる貧民数に大巾な変動はなかったも のと予想して問題あるまい。しかし、東京市内のスラムには、いくつかの顕著な変化があった。

横山源之助が『日本の下層社会』を著わした明治32年頃,都下三大スラムとして下谷万年町,四谷鮫ケ橋,芝新網を数えあげているが,1923(大正12)年『貧民窟と少数同胞』を著わした井上禎蔵は,その三大スラムには「最早昔日の観は無い」としている。井上は,万年町付近の変化を次のように記している。

「有名な万年町も今は凋落して到底昔日の観がない。特殊の万年小学校に昔の跡を偲ばせるのみだ。学校付近や豊住町の裏路次に三々五々長屋があるばかり、それも五畳六畳と云ふので汚いのは少ない。数年前迄此辺に在った屑物問屋が其の筋の注意に因り皆府下日暮里方面に移転した為、それに付属する屑拾連が続いて日暮里方面へ引移った。それに万年町も開けて汚ない平家がどしどし二階家になる。従って家賃や間代が上る。下級労働者にはとても居切れない。三の輪千住方面に移るべく余儀なくされた。沢山の貧民は日暮里三の輪辺に移転した否追払れた。さてこそ万年町は旧套を脱し得たのだ」²⁰(傍点引用者)

「其の筋の注意」とは、1915 (大正4) 年及び1918 (大正7) 年の二度にわたって出された警視庁令層物商取締法のことである。そもそも1903 (明治36) 年、東京市は層物取扱場規則を定め、

層物取扱場は市外地に設けなければならないとしたが、この規則は市内に仮貯蔵所の設置を認めていたので、万年町自体に大きな変化はなかった。しかし、取締法の方は「層物の取扱は至極厳重で一日も之を市内に留置することは出来ない」²¹⁾ とされていたので、市内から層物商は駆逐されてしまったのである。

万年小訓導古谷田弥十郎も、「特殊小学校の増減は何によるか」(『都市教育』202号、1921年7月)という論文の中で、万年小の学級数の減少及び生徒の転居(行方不明)の原因の第一として、この層物商取締法を掲げている。彼はこの他にもいくつか理由をあげているが、その一つの「家屋改築に基く転居」は、1907(明治40)年の長屋構造制限に関する規則と関連があると思われる。

この規則には、「警察が、人が住むにふさわしくない長屋であると判断した場合、強制的に撤去を命ずることができるという条文が含まれて」²²⁾ おり、市部スラムの家屋の多くは改築され、居住していた貧民は追い出されることになった。

古谷田はまた、一般的な都市計画に基づくものとして、「大建築物建築に基く転居」、「道路拡張に基く転居」、「電車線路延長に基く転居」を理由としてあげている。これら都市計画の名のもとに駆逐されたのは、万年町周辺住民に限られていない。万年町を追われた人々が、日暮里、三の輪、千住へ移転したのと同様に、鮫ケ橋を追われたものは四谷旭町へ移り、そこで再びスラムを形成した。

従って、東京市における貧民問題、貧困児童の教育問題は、実質的には何ら解決されないまま、東京市周辺部に移動、拡大したといえよう。それは、屑物商取締法に端的に表わされているような意図的なスラム追い出し策の結果であった。もちろん、これら追い出し策実施の際、スラム住民に対する立ち退き保障などは全くなされていなかった。

こうした追い出し策に拍車をかけたのが、1923 (大正12) 年9月の関東大震災であろう。火災被害の最も甚大であったのは、スラムの広がる本所、深川方面であり、〈表1〉のように、特殊小学校も9校焼失しており、この後の「帝都復興事業」による大規模な都市計画はさらにスラムの駆逐に利用されたと思われる²³⁾。また逆に、存続したスラムがあったにもかかわらず、市部においてスラム問題が著しく解決したかのような幻想が、この震災を契機に作り出されもした。

(2) 特殊小学校をめぐる風潮

一般に、明治中期の「半日学校」が、「貧乏学校」、「お慈悲学校」としてさげすまれたのと同じように、特殊小学校とそこに通う児童も、差別され続けていた。

1919 (大正 8) 年、特殊小学校はその名称を東京市立直営小学校と改称するが、その事情は次のようなものであった。

「世間に特殊部落の名があり、何となく社会一般から顰蹙される傾きがあり恰も其名に類して あるので児童の脳裡に面白からぬ影響を及ぼしつつあるから4月1日以後直営学校と改称するこ とにした。|²⁴⁾

「特殊部落」という名称こそ,人工的に作り出された差別用語で,その名称の使用を反省すべきであるのに,それを無視し,たんに類しているということを理由に特殊小学校の改称が行なわれたのである。しかし,特殊小学校の内容や存在自体に変化はなく,この改称によって特殊小学校への差別が解消されるはずはなかった。また,公文書等においては以後,特殊小学校は直営小

と呼ばれ学校るようになるが、通称としての特殊小学校は依然使われていた。

特殊小学校への差別は、そこへ通う児童及びその父母の忌避を招き、その忌避が特殊小学校児童数の減少の一因ともなっていた。「特殊学校お慈悲学校に子供を入学させて居るといふことは痛く保護者の自尊心を毀捐すると見え、授業料を滞納しても普通小学校へ入学させる」²⁵⁾ 親もいたし、親が納得しても子どもが通学を嫌がったり、他校生からのいやがらせを受けて転校を余儀なくされる生徒もあった。さらに、特殊小学校出身であることから、卒業後も差別を受けるという事態も生じていたのである。

時代は不明だが、特殊小学校の一つである旭町分教場(鮫ヶ橋小の分校)の場合、同じ町内に普通小学校へ通学する者と特殊小学校の分教場へ通う者がいる矛盾を解決するため、分教場を廃し、どの子どもも平等に普通小学校で学べるようにすべきだという意見や運動が起きている²⁶⁾。地域住民あるいは保護者の多くが、特殊小学校廃止を求めたとは言いきれぬが、特殊小学校に対する忌避、批判は、大正デモクラシーと呼ばれる時代、高まりこそすれ絶えることはなかっただろう。

当時の教育雑誌等において、筆者は特殊小学校についての具体的批判は未だ見い出していない。 ただ、東京市政調査会が、その著『都市教育の研究』のなかで、児童虐待の観点から「小学校教育の夜学制度撤廃」の主張を展開しているのみである。

すなわち,「東京市の如きは所謂直営小学校の数校に於ては,第五,六学年児童に対し,夜学教育を行って居るのみならず,更に尋常夜学校なる簡易小学校の一種がある。(中略)已に工場法の発布があり,今や労働保護制度の必要が叫ばれ又,児童保護の必要が喫緊の急を要し,更に又教育の機会均等が盛んに叫ばれる今日,欧米に於て30年50年前に行った様な貧児教育の方法を行ふことは何といふ無自覚であろうか。これ吾人が,我が国都市に於ける,この貧児教育確立の第一歩は,先づ学齢児童の小学校教育夜学制度の撤廃であるとする所以である」²⁷⁾としている。しかし,夜間教授を廃した後の具体策は何ら提起されていない。他に提起されているのは,特殊小学校が実践していたような就学保障策の抽象論のみで,貧民学校の存廃に関する意見はない。

特殊小学校や夜間小学校は、小学校教育の補完物であり、小学校教育が完全実施されうるならば、当然不必要な存在であった。しかし、大正末において、特殊小学校の任務は終了したとする認識は、末だ教育関係者の中には培われていなかった。従って、特殊小学校の廃止は、教育の内的必然性からではなく、教育政策者の一方的判断によって断行されたと思われるのである。

なお、1922(大正11)年3月3日には全国水平社が結成され、部落解放運動の側から根本的な 教育批判が開始され、3月20日には東京水平社も結成されるのであるが、水平社の側からの特殊 小学校に関する具体的批判は展開されていない。

(3) 東京市の小学校教育の状況

前史のところで若干述べたように、東京市における特殊小学校の設立は、市が抱えていた、**教**育財政の貧困と就学率上昇の課題との矛盾を、解決することとも関連していた。つまり、各区に授業料徴収を許可し、小学校建築及び運営を負担させる一方、東京市は、スラムに関してのみ無月謝の貧民学校を設立、運営する形で、就学率の上昇を図っていたのである。

大正期に入ってもなお、東京市各区の尋常小学校は依然として月額20銭の授業料を徴収し続けている。1923(大正12)年になってはじめて、麹町区、日本橋区、本所区が授業料徴収を廃したが、他の区は以後も継続的に徴収している。

しかし、実際は各区の教育費歳入に占める授業料の割合が大きかったとは思われない。 1922 (大正11) 年度の東京市の教育予算額は、総計1180余万円であるが、授業料徴収額は年に約4,50万円であり、教育費歳入中に占める授業料の割合は微々たるものだった。これだけから考えても、授業料全廃が不可能とは言えなかった。しかも、大正10年代には、教育費負担方法が、特殊小学校設立時とは大きく変化してきており、各区の負担は大巾に軽減されている。教育費支出の大半を占めるものは、校舎新築増築に要する建築費と教員俸給であるが、それらの負担は漸次、区から市へと引き継がれていたのである。

まず、「明治40年12月市条令第38号を以て、市立尋常小学校建設費補給規程を設け、校地校舎並校具を設備する費用の二分の一を各区に対して補給する」²⁸⁾ こととなり、「大正11年3月の改正規程に於ては、新設学校建築費に対しては殆んど其の全部を市に於て支給する」²⁹⁾ ことになったのである。

そのうえ、「大正11年度から、従来各区の経済に委ねて居た小学校教員俸給の全部を市費に移」300 したのであり、諸雇給も市費支弁となっていた。従って、教育財政の面で考えれば、市による統一がほぼ完成していたのであり、各区が授業料徴収を継続する根拠は希薄になっていた。

東京市は大正時代においてもなお、学級数、学校数不足に悩んでおり、関東大震災による小学校の焼失はますます、この問題を深刻にしたが、この問題の責任も、もはや東京市にあって各区にはなかった。

このような小学校教育における財政負担方法の変化が、特殊小学校の区移管を可能にした背景であるが、特殊小学校が貧民学校から一般小学校へ内容を転換した理由としては不十分である。 財政負担方法の変化は、区移管の条件にすぎず、特殊小学校の「廃校」は、東京市の貧民学校に対する評価の変化に基づくものであった。

III. 「廃校」に至る経過

1925 (大正14) 年12月8日, 東京市議会において, 「本市直営尋常小学校移管ニ関スル件(第187号)」が提出され, 異議なく可決, 12月28日, 同件は市長より府知事へ申請された。

移管の内容は、(1)、市より区へ校地校舎等を無償で交付すること、(2). 市より区へ基本財産を交付すること、(3)、大正15、16、17年度に限り、毎年総額106,847円を市より当該区へ補助すること、(4)、大正18年度以降、需要費、作業材料費、児童費、奨学費を、毎年細民児童数に応じて市より当該区へ補助すること³¹⁾であった。

特殊小学校に要する費用中,教員給,諸雇給は,移管後は一般小学校と同様に市より支弁することになり、その他の必要経費も市より区へ補助するというのが、移管の条件だった。学校費用負担の実質的責任者は、移管後も市にほかならなかったのである。つまり、この区移管とは、学校管理責任者の移動であり、これによって従来の小学校教育に関する行政の二面性は、夜間小学校問題を残しつつも一応解消し、統一されることになる。

市長より府知事宛に出された申請書には、次のように、「移管ヲ必要トスル理由」が添えられていた。少し長いが全文引用する。

一,本市ハ細民児童教育ノ必要上明治35年以来直営尋常小学校ヲ設置シ来レルガ時世ノ推移ニ伴ヒ現時ニ在リテハ右設置校ノ市直営ヲ必要トスル理由ヲ認メ難クムシロ之ヲ区ニ移シ,

以テ義務教育行政上ノ統一ヲ計ル必要アルヲ認ム

二, 細民児童教育ノ為メ特殊ノ尋常小学校ヲ設クルハ近時ノ社会思想ニ照シ差別的取扱ヲナスモノニシテ殊ニ該校ノ卒業生ハ社会ヨリ其ノ出身校名ニヨリテ差別的待遇ヲ受クルヲ嫌悪スル風アリ, 傍々普通小学校ニ入学セシメ同様ノ取扱ヲナスヲ可ナリト認ム, 従ッテ現在ノ直営小学校ヲ区営トシ普通小学校トナス必要アルヲ認ム

三、世ノ推移ニ伴ヒ市内ニ於ケル細民地区ハ次第ニ変移シ来リ、其ノ集団ハ漸次分散縮少スルヲ以テ各細民地区ニ於ケル児童収容ノ為メー学校ヲ設置スルハ経済上ハ考慮ヲ要スヘク、 又仮リニ之ヲ存置スルトセバ他部ニ散在居住セル細民児童ニ対シ通学上甚シキ不便ヲ生シ勢 と教育ノ機会均等ヲ失スルノ虞アルヲ以テ細民児童ハ一様ニ普通小学校ニ収容スルノ方針ヲ 執ルヲ以テ妥当ナリト認ム

従テ現在ノ直営小学校存置ノ必要ナク之ヲ区ニ移管シ区内児童収容上ニ余力ヲ与ヘ以テ二部 教授ノ弊ヲ緩和セシムルノ必要アルヲ認ム³²⁾

理由の第一番めにある「時世ノ推移」とは、財政負担方法の変化を指している。二番めにあげられている「差別的待遇ヲ受クルヲ嫌悪スルノ風アリ」というのは事実であるが、ここで述べられている「近時ノ社会思想」の内容が具体的に何を指しているのかは不明である。たしかに当時は、普通選挙運動の高まりの結果として、1925(大正14)年には普通選挙法も公布されており、様々な社会運動——女性解放運動,部落解放運動が展開されていた時期であった。

そうした中で、教育界でも、曖昧な形ではあるが、「教育の機会均等」という言葉が頻繁に使われる状況で、こうした様々な社会思想の変化に特殊小学校の存在自体が適合しないと、東京市は判断したのであろう。

しかし、この判断に対して、特殊小学校の校長達は、「貧児には特別の教育を必要とする。当局が平等観念を云為するもそれは貧児の実際に適せぬ机上の空論である」⁸³⁾ という理由で、反対決議をしている。なぜなら、児童数が減少しているとはいえ、いまだ数千人の児童は特殊小学校を必要としているのであり、また、独特の就学保障活動を行なっているからこそ、貧児教育の実施が可能であるという認識が、校長達の側にはあったからである。特殊小学校の存廃をめぐって、制度上の平等を優先させる東京市と、実情を重んじる校長達との間で、このような対立があったが、校長達の声は全くおさえられてしまった。

理由の第三番めは、スラムの移動を物語っている。さきに見たように、東京市内のスラム居住者は様々な理由で追い払われ、市部周辺へ移転している。スラムは「分散縮少」したというより、「移動拡大」したという方が正確であるが、万年町、霊岸町、鮫ケ橋に関してみれば、「分散縮少」したと言ってもよい。

この三番めの文脈に従うと、縮少したスラムにある特殊小学校を存置するならば、遠方に移動した児童は就学困難でいずれ就学不能となるから、特殊小学校を廃して普通小学校へ収容するという内容になる。これならば、別に特殊小学校を廃さずとも、移転した貧困児童を普通小学校へ入学させればすむことになる。特殊小学校を廃することで、貧困児童に「教育の機会均等」が保障されるわけではなく、経済その他の理由で、彼らが近くの普通小学校へ入れず、遠方の特殊小学校へ通学せざるをえなかったところにこそ、問題があったといえよう。そうだとすれば、この理由は全く本末転倒していると言わねばならない。

結局、東京市が特殊小学校の区への移管を決定した最大の理由は、貧困児童を対象にした学校は「平等観念」からみて、現状に適合しないと判断するに至ったためであろう。同じ時期、大阪市は私立徳風小学校などの貧民教育機関の価値を認め、大巾な市費の補助を開始した³⁴⁾のとは対照的な判断であり、校長の反対を押し切ってまで、特殊小学校の廃止を決定した東京市の判断は、近代化によって東京市の部落問題は解消しつつあるとした帝国公道会(東京市にあった半官半民の融和団体)の主張とは無縁でなかろう。なぜなら、特殊小学校の存在自体が、東京市にスラムがある証しであり、その廃校はスラム問題の解消を人々に錯覚させるに十分であったからだ。

さて、このような区への移管にともない、特殊小学校は貧民学校から普通小学校へと変わることになるが、特殊小学校だからこそ通学可能であった児童に対して、以後どのような就学保障をなすかは、当然、考えられるべき事柄であった。内務部長より、東京市長及び特殊小学校所在の各区長に対して、「細民子弟ノ就学督励ニ関シ、従来施行セラレタル特殊施設ニ付、将来実施セントスル具体的計画、至急御回報相成り度ク」⁸⁵⁾ との照回があり、市長は区に対する市費補助をもって回答とし、各区は大体以下のように対応した。

ほとんど無内容の回答もあるが、基本的には無月謝、学用品給与、貸与の継続実施と就学督励 方法の具体案を示してきている。その中で注目すべきことは、学区設定に基づき、新たに学区内 に編入する人たちに対し、その心構えにつき説得が行なわれている点である。

たとえば、万年小のある下谷区では、「付近父兄ニ」対して、「本年中ニ新築シ学校名ヲ改メ 従来ノ施設ヲ変更シテ近クソノ通学区域ヲ設定致スコトニナッテ居マスカラ付近父兄各位ニ此ノ 際同校ニ対スル特殊ノ考ヲ去ッテ奮ッテ御子弟ヲ就学セシムル様」⁸⁶⁾ にと説得することにしてい る。

さらに芝浦小のあった芝区では、「特急ニ通学区域ノ変更ハ父兄間ノ折合悪敷情況有之反ッテ 其名儀ヲ厭ヒ他校ニ就学ヲ切望スルノ有様」³⁷⁾ だったため、区としては漸次、特殊小学校を普通 小学校に転換していくと回答している。

これらから、特殊小学校がいかに差別的に見られていたかがわかるが、この差別の結果、移管 後に学校の名称を変えるところが相次いだ。たとえば、玉姫小は正徳小と校名を変更するが、そ の理由は「玉姫小学校ハ細民学校トシテ一般社会ヨリ擯斥セラルル傾向アリ為メニ教養上支障不 尠モノアルヲ認メ移管ト共ニ普通小学校タルノ実ヲ示スヘキ名称ヲ附スル必要」⁸⁸⁾ があるとして いる。

付近父兄の説得や校名変更によって、当局は、それまでに作られてきた特殊小学校に対する固定観念を払拭させようとしたのだが、校名変更などは表面的なごまかしにすぎない。このような父兄説得や校名変更にもかかわらず、麻布新堀小(元絶江小)は、「かつての特殊小学校にして、通学区域も接近していたため、児童数減少」80)し、昭和7年には廃校に追い込まれている。

上述したように、特殊小学校への差別は区移管によって解消できなかったと同様に、特殊小学校にしか通学できなかったスラム地区の児童たちに対する差別も解決しなかった。旭町分教場の児童は、四谷第五小へ統合されたが、「教室で物がなくなれば、頭から『旭町の子』と疑われ、喧嘩をすれば『旭町の子』がワルモノにされ」40 たのである。

一方, 市外に追い払われた貧困児童たちに対しては, 行政上, もはや東京市の関知するところではなく, しかも東京府及び各郡, 町村によって新たに貧民学校は建設されなかったので, 特殊

伊藤: 貧民学校の廃止とその社会的背景

小学校が実施したような就学保障活動は何ら実行されなかった。

おわりに

1926(大正15)年,特殊小学校は所在各区に移管されたが,移管の内容は本論で述べた通り,たんなる教育行政の統一や校名変更を意味しているのではなく,実質的には貧民学校としての特殊小学校の「廃校」であった。つまり,移管を契機として,東京市は変則的貧民学校を廃して,貧困児童と一般児童との統合教育の実施を意図したのである。この貧民学校の廃止とは,東京市における貧困児童に対する義務就学保障の方法を,学校経営による直接保障から,区補助を通した間接保障に転換したのであり,具体的保障方法を区に委ねたことになる。また,この措置により,東京市が貧民教育政策として選択してきた貧困児童別学教育の一画が崩れ,以後,東京市は,就労学齢児童及び学齢超過者を対象とする尋常夜学校(通称,夜間小学校)のみを経営することとなる。

廃校に至った最も直接的原因は,在校生の減少である。この減少の原因は,総体としての貧困 児童数の減少によるのではなく,スラム地域の市外への移動によるもので,その移動も東京市の 市内貧民追い出し政策に基づいていたことは,本論で述べたとおりである。

この廃校は、特殊小学校の区への移管という形で実施されたが、区への移管を可能ならしめた 一つの大きな条件は、教育財政負担の方法が、特殊小学校設立時から見れば大巾に変化し、小学 校の実質的運営負担者が区から市へ引き継がれていたことである。

しかし、スラムの市外への移動及び市内スラムの変貌や、財政負担方法の変化は、特殊小学校の区への移管の背景・条件であり、貧民学校としての性格を廃した主要な原因は、特殊小学校の存在自体にある差別性が当時の教育思潮に適合しないと東京市が判断し、貧民教育政策を別学教育から統合教育へと転換することを図ったためである。

この判断をもたらした当時の教育思潮の全容については、本論の追求が及ばなかったが、特殊小学校の校長達の反対決議や、大阪市の貧民教育政策を考慮してみると特殊小学校の廃止は時期尚早で、大正時代に顕著であった「教育の機会均等」が上すべりした結果、制度上の平等のみが重んじられ、いまだ必要な特殊小学校の廃止が断行されたといえよう。東京市がなさなければならなかったことは、特殊小学校の廃止よりも、貧困児童に対する義務就学保障のさらなる充実であったはずである。 (了)

註

- 1) 田中勝文「児童保護と教育, その社会的考察――東京市の特殊小学校の設立をめぐって――」(『名古 屋大学教育学部紀要』第12巻, 1965年)
- 2) 同上
- 3) 西順蔵編『東京の被差別部落』 1981年, 古賀誠三郎「近代東京の被差別部落と教育」(『教育労働研究』11号, 1978年), 松浦利貞「被差別部落と教育」(『東京都立上野高等学校紀要』 8号, 1980年)などがある。
- 4) 平出鑑二郎『東京風俗誌』
- 5) 『都史紀要20·続, 東京の初等教育』p. 65~66。
- 6) 『文部省年報』明治30年版
- 7) 田中勝文同論文
- 8) 横山源之助『日本の下層社会』p. 327~28

- 9) 当時,東京15区の間では就学率,学校数,授業料などの面で格差が大きく,その是正のため,区立小学校を市へ移管し,小学校教育の管理を市へ統一しようとした。これを学政統一問題という。
- 10) 『東京市会史』第2巻, p. 441~43
- 11) 同上書 p. 449
- 12) 『教育時論』574号, 1901年3月5日
- 13) 同上
- 14) 『東京市教育時報』 9 号, 1901年 6 月
- 15) 『都市教育』82号, 1911年7月
- 16) 『下谷区史』p. 861
- 17) 『東京教育史資料大系』第8巻, p. 854
- 18) 東京市政調査会『都市教育の研究』1926年、p. 52 より重引
- 19) 同上書, p. 53
- 20) 井上禎蔵『貧民窟と少数同胞』1923年、p. 14~15
- 21) 古谷田弥十郎「特殊小学校児童の増減は何によるか」(『都市教育』202号, 1921年7月)
- 22) 古賀誠三郎「近代被差別部落社会経済史研究試論――東京を例として――」(『部落解放研究』17号, 1979年4月)
- 23) 東京府社会課『東京府郡部に於ける集団的不良地区状況調査』(1930年5月)によれば、不良住宅地 区のいくつかは、震災避難民の避難地への居すわりが由来であるとしている。
- 24) 『教育時論』1222号, 1919年3月
- 25) 古谷田弥十郎, 同論文
- 26) 野村敏雄『新宿裏町三代記』1982年 p. 215
- 27) 東京市政調査会『都市教育の研究』1926年, p. 616
- 28) 「速に本市尋常小学校の授業料全廃を断行せよ」(『都市教育』220号, 1923年1月)
- 29) 同上
- 30) 同上
- 31) 『東京市会史』第6巻, p. 620~23
- 32) 大正十五年度学務「学事,市立学校」(東京都公文書館蔵)
- 33) 『時事新報』1925年11月2日(大原社会問題研究所『日本社会事業年鑑』大正15年版, p. 139 より重引)
- 34) 『教育時論』1240号, 1919年9月25日
- 35) 大正十五年度学務「学事,市立学校」(東京都公文書館蔵)
- 36) 同上
- 37) 同上
- 38) 同上
- 39) 川向秀武「東京における夜間小学校の成立と展開―― 『特殊夜学校』・『尋常夜学校』 を中心として ――」(東京都立大学『人文学報』第93号, 1973年)より重引。
- 40) 野村敏雄同書 p. 275

(本研究科博士後期課程)